

(様式第3号)

愛媛県収入証紙ちょう付欄

- ・介護支援専門員証の交付申請を伴う場合にちょう付。4,200円分。消印はしないこと。
- ・登録事項変更のみの場合はちょう付不要。

介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証交付申請書 (新規交付)

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号(自宅等)
勤務先名
電話番号(勤務先)

- 次のとおり、
 介護支援専門員の登録事項の変更を届け出ます。
 介護支援専門員証の交付を申請します。

変更前	フリガナ							
	氏名							
	フリガナ							
	住所	〒						
変更後	フリガナ							
	氏名							
	フリガナ							
	住所	〒						
個人番号	<p>①証の交付申請をされる方、②登録事項のうち、個人番号を変更される方は、「介護支援専門員資格に係る個人番号(マイナンバー)調書」に記載の上、調書に記載の添付書類と共にご提出ください。</p> <p>※介護保険法施行規則の改正により、令和6年12月1日から個人番号の記載が必要です。</p>							
登録番号								介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)を <input type="checkbox"/> 未交付、 <input type="checkbox"/> 返納済み、 <input type="checkbox"/> 今回返納、 <input type="checkbox"/> 未返納

裏面に記載の書類を添付してご提出ください。

添付書類 (①証の交付申請をされる方は1～5すべて、②交付申請をされない方で登録事項の変更が住所、氏名又はその両方の場合、3～5は不要。登録事項の変更が個人番号の場合、4及び5は不要。)

- 1 次のうち該当するもの
 - ・実務研修終了後5年以内で登録のみ行っている者
介護支援専門員登録通知書(写)
 - ・介護支援専門員証が失効している者
再研修の修了証明書(写)
介護支援専門員証又は介護支援専門員登録証明書(B5版・携帯用両方)の原本
※返納済みならば添付不要。未返納者で亡失等により添付できない場合は下欄の紛失申立に記入すること。
※介護支援専門員登録証明書は、平成18年3月以前に登録し、介護支援専門員証の交付を受けていない方のみ。
- 2 次のうち該当するもの(原本(コピーは不可))
 - ・住所変更の場合:住民票(個人番号確認書類として提出される場合以外は、個人番号(マイナンバー)の記載不要。申請の6ヶ月以内に交付されたもの。)
 - ・氏名変更の場合:戸籍抄本(申請の6ヶ月以内に交付されたもの)。なお、氏名と住所の変更で、住民票に現在の氏名と変更前の氏名の両方が表示されている場合は、戸籍抄本不要。
- 3 介護支援専門員資格に係る個人番号(マイナンバー)調書
- 4 証明写真(縦3cm×横2.4cm 申請の6ヶ月以内に、無帽、無背景で上半身を正面から撮影したものの裏面に氏名を記入したもの。インクジェットプリンタ等で印刷したものは不可。)
- 5 返信用封筒(長形3号120×235³。氏名と住所を明記し、460円分切手を貼付のこと。)

介護支援専門員証等の紛失申立

私は、愛媛県知事が発行した 介護支援専門員証
 介護支援専門員登録証明書(B5版・携帯用) を紛失した
ことを申し立てます。紛失したものを発見したときは、速やかに愛媛県へ返納します。

氏名

注(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 欄には、該当する項目を必要に応じて、レ印をするか、黒く塗りつぶすこと。